

薬局以外での調剤

Q 患者宅など自分の薬局以外の場所において、調剤ができるのか？

A 調剤業務のうち薬剤の計量、粉碎、混合等の調製行為は、できません。

できるのは、患者の居宅等において、処方せんの内容確認、疑義照会、処方せんの受領、処方せんが偽造でないことの確認、処方せんとFAXの照合、薬剤の交付です。

解説

薬剤師法(平成19年4月改正)

(調剤の場所)

第22条 薬剤師は、医療を受ける者の居宅等(居宅その他の厚生労働省令で定める場所をいう。)において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより、当該居宅等において調剤の業務のうち厚生労働省令で定めるものを行う場合を除き、薬局以外の場所で、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

厚生労働省の通知(薬食発第0330027号)において、「厚生労働省令で定める場所」および「調剤業務のうち厚生労働省令で定めるもの」を定義しています。

2 医療を受ける者の居宅等において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより、薬剤師が行うことのできる調剤の業務（薬剤師法施行規則第13条の2関係）

(1) 医療を受ける者の居宅等において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより、当該居宅等において行うことができる調剤の業務は次のとおりとすること。

イ 薬剤師が、処方せん中に疑わしい点があるか確認すること

ロ 処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師又は歯科医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめること

(2) (1)の規定にかかわらず、医療を受ける者の居宅等において、次に掲げる業務を行うことは差し支えないこと。

① 処方せんを受領すること

② 処方せんが偽造でないこと又はファクシミリで電送された処方内容に基づいて薬剤の調製等を行った際に処方せんがファクシミリで電送されたものと同一であることを確認すること

③ 薬剤を交付すること

(3) 調剤の業務のうち、薬剤の計量、粉碎、混合等の調製行為については、従前のとおり薬局において行うものであること。

「厚生労働省令で定める場所」には、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホームなどが含まれていますが、老人保健施設は含まれていません。老人保健施設は、医療施設なので、入所者に対して、薬局薬剤師が処方せん調剤および在宅患者訪問薬剤管理指導等を行うことはできません。